

山鹿版プログラミング学習指導補助及び効果検証業務委託に係る プロポーザル実施要領

山鹿市（以下、「本市」という。）が実施する山鹿版プログラミング学習指導補助及び効果検証業務委託（以下「委託業務」という。）の委託業者を選定するプロポーザルを次のとおり実施する。

1. 業務概要

(1) 業務名：山鹿版プログラミング学習指導補助及び効果検証業務委託

(2) 業務内容：①プログラミング学習指導補助

②プログラミング学習に係る効果検証

※詳細は別紙仕様書のとおり

なお、仕様書における業務内容は、基本的な事項を示したものであり、本プロポーザルで決定した受託者の企画提案により調整するものとする。

(3) 委託期間：委託契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

2. 業務に要する費用（見積限度額）

1, 870, 000円を上限とする。

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

3. 参加資格等

(1) 本市に、山鹿市物品購入契約等入札参加資格審査申請書を提出し、資格者名簿に登録されている又は登録が見込まれること。なお、審査の結果登録されなかった場合は、失格とする。

(2) 公示日現在から受託候補者特定の日まで山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年山鹿市告示第122号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。

(5) 山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれに準ずる地位に就任し、又は実質的に経営に関与していないこと。

4. 質問の受付及び回答

(1) 本プロポーザルに係る説明会は開催しない。プロポーザルに関する質問は、4月16日（木）17時までに質疑書（様式1）をメールで提出することとし、それ以降は受け付けない。送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。メール送信先、電話連絡先は12. 担当部署（提出・問い合わせ先）のとおり。

(2) 質問があった項目については、質問者へメールで回答するほか、山鹿市ホームページに公表する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

5. 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（様式2）
- ②会社の概要が分かるもの（パンフレット等）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和8年4月23日（木）17時まで（提出先、提出場所については、下記12に記載）

(4) 提出方法

窓口提出又は郵送

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ①提案説明書（様式3）
- ②業務提案企画書（様式自由）
- ③委託業務実施スケジュール（様式自由）
- ④参考見積書（様式自由）
- ⑤類似事業の実績（仕様書があれば提出すること）

※山鹿市物品購入契約等入札参加資格者名簿に登録されているか、山鹿市物品購入契約等入札参加資格審査申請書を提出しているか必ず確認を行うこと。

※提出書類は、A4版、両面カラー30ページ以内とすること。（表紙・見積書はページ数に含まない。）

(2) 提出部数

6部（うち正本1部）

(3) 提出期限

令和8年4月28日（火）17時まで（提出先、提出場所については、下記12に記載）

(4) 提出方法

窓口提出又は郵送

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

※参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、事前に電話連絡の上、辞退届（様式4）を窓口提出又は郵送すること。

なお、既に提出された企画書等は返却しない。

7. 委託業者の決定方法

6（1）の提出書類をもとに、別に定める審査要領に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、最も高い評価を得た者を契約候補者に決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

なお、提案者が3者以下である場合は、1次審査（書類審査）を省略し、2次審査において提出書類及びプレゼンテーション等による審査を実施する。

（1）第1次審査（書類審査）の実施

日付：令和8年4月30日（木）（予定）

場所：山鹿市役所会議室

実施方法：選考は、業務実績、提案内容、提案金額等を、参加事業者の提出する企画提案書等に基づいて書類審査の方法により行い、上位3者程度を選定するものとする。

分類	評価項目	係数	配点
形式評価	<ul style="list-style-type: none">仕様書の内容に沿った提案となっているか。企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。	2	10点
体制評価	<ul style="list-style-type: none">本業務の遂行のために必要な実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。類似業務の受託実績があるか。	2	10点
内容評価	<ul style="list-style-type: none">提案内容は、創意工夫に溢れ、魅力的で興味を引くようなものか。提案内容は、実現可能か。実施手順、スケジュールは明確かつ妥当か。見積金額は適正か。	4	20点

（40点満点）

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）の実施

日付：令和8年5月18日（月）

場所：山鹿市役所会議室

※時間等の詳細については別途連絡とし、上記から変更の可能性あり。

実施方法：1次審査で選定された者を対象に、次の事項について、別に定める審査要領に基づき2次審査（プレゼンテーション）を行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

なお、1次審査の得点は、2次審査には反映しない。

※参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（様式4）を下記提出先へ事前に電話連絡の上、窓口提出又は郵送すること。

なお、既に提出された企画書等は返却しない。

審査項目		評価基準	係数	配点
組織評価	業務の実績	・類似業務の受託実績や責任者、担当者の経歴など業務遂行に必要な知識・ノウハウ・ネットワークを有しているか。	2	10点
	実施体制及び実現性	・本業務遂行のために必要な実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。 ・実施手順及びスケジュールは明確、妥当かつ効率的であり、実現性の高い提案となっているか。	4	20点
学習指導補助業務	講師派遣	・事業実施に必要な経歴や業務経験を有しているか。 ・選定基準は適切か。	2	10点
	授業内容	・児童に伝わりやすい内容となっているか。 ・講師派遣以降、担任の先生が授業を行う際、参考となる内容となっているか。	4	20点
効果検証業務	分析員	・事業実施に必要な経歴や業務経験を有しているか。 ・選定基準は適切か。	2	10点
	分析内容	・より精度の高い分析・効果検証ができるよう考慮され、「山鹿モデル」プログラミング学習の効果が対外的に示せる内容となっているか。	2	10点
	検証方法	・委託者側に立った視点で、データの利活用を含め次年度以降の検証実施を意識し、実施可能なスキームとなっているか。	2	10点
その他	企画提案	・プレゼンテーションにおいて、業務に意欲的に取り組む姿勢が見られ、説明は分かりやすく、説得力のある提案であるか。	2	10点

（100点満点）

8. 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 本プロポーザルに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3) 企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合
- (4) 参考見積書の金額が、2. 業務に要する費用（見積限度額）を超過した場合

9. 日程

項目等	期日等
公示（実施要領等の公表）	令和8年4月10日（金） ※本市ホームページ掲載
質疑書提出期限	令和8年4月16日（木）17時まで
参加申込書提出期限	令和8年4月23日（木）17時まで
企画書等提出締切	令和8年4月28日（火）17時まで（必着）
1次審査（書類審査）	令和8年4月30日（木）
審査結果通知	令和8年5月1日（金）（予定）
2次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年5月18日（月）（予定）
審査結果通知	令和8年5月19日（火）（予定）
契約締結	令和8年5月下旬（予定）
業務開始	令和8年6月上旬（予定）

10. 契約

受託候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、随意契約を締結するものとする。なお、その際には、受託候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提出された企画書等は返却しない。
- (2) 提出期限以降における企画書等の追加、差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された企画書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製することがある。
- (4) プロポーザルの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (5) 企画書等の作成、提出等のプロポーザル参加に関する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 山鹿市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な

利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考えられる部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

(8) 契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。

(9) 山鹿市と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書について協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお本仕様書の内容に提案内容が反映されない場合がある。

1 2. 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 9 8 7 - 3
山鹿市教育委員会学校教育課学校教育指導室
TEL:0968-43-1391 FAX:0968-43-1218
Mail:gshidou@city.yamaga.kumamoto.jp